本日御議論いただきたいポイント

資料１

論点①

○　GPS機器等の装着の必要性・許容性

- 加害者の接近を検知する仕組みの必要性
- 装着の対象者
- 装着の手続
- 装着の決定に係る第三者機関（裁判所等）の関与の必要性
- 被害者保護と加害者の人権制約のバランスを考慮した検知の仕組み
- 装着の期間、再装着の可否・手続

論点②

○　GPS機器等の装着に係る制度の実効性の担保

- 被装着者の遵守事項
- 遵守事項の担保（遵守事項に違反した場合の罰則等）
- 装置の形態